

# 岩美町新型インフルエンザ等対策行動計画改定の概要

- 新型インフルエンザ等対策政府行動計画(R6.7.2)、県行動計画(R7.1.30)を踏まえ、町行動計画を改定。

## 基本理念

- ①感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。
- ②住民生活および住民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

記載項目	改定前の計画	改定の概要
対象疾患	新型インフルエンザがメイン	新型コロナウイルス、新型インフルエンザ以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実
平時の準備	未発生期として記載	記載を3期(準備期、初動期、対応期)に分け、準備期の取組を充実
対策項目	5項目	7項目に拡充(①実施体制、②情報提供・共有、リスクコミュニケーション、③まん延防止、④ワクチン、⑤保健、⑥物資、⑦住民生活・住民経済)※下線部新規項目
横断的視点	記載無し	各分野横断的な取組として3つの視点を設定①人材育成、②国と地方公共団体との連携、③DXの推進
複数の感染拡大への対応	記載無し(比較的短期の収束が前提)	中長期的に複数の波が来ることを想定対策の機動的切り替え

# 新型インフルエンザ等対策の目的と基本的な戦略

## 1. 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。

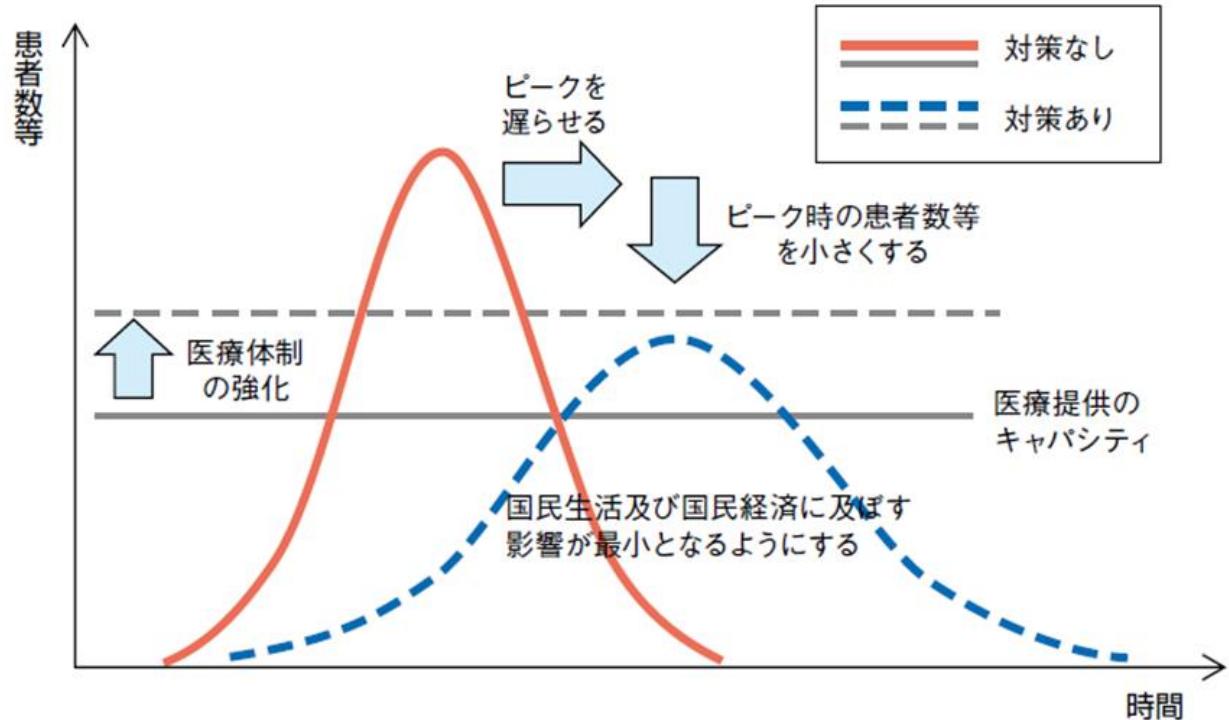
- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間 を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等なるべく少なくて医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療 提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにするこ とにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死者数を減らす。

## 2. 国民生活および国民経済に及ぼす影響が最小となるよ うにする。

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替えを円滑に行うことにより、國 民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・国民生活及び国民経済の安定を確保する。
- ・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務または国民生活および国民経済の安定 に寄与する業務の維持に努める。

(政府行動計画抜粋)

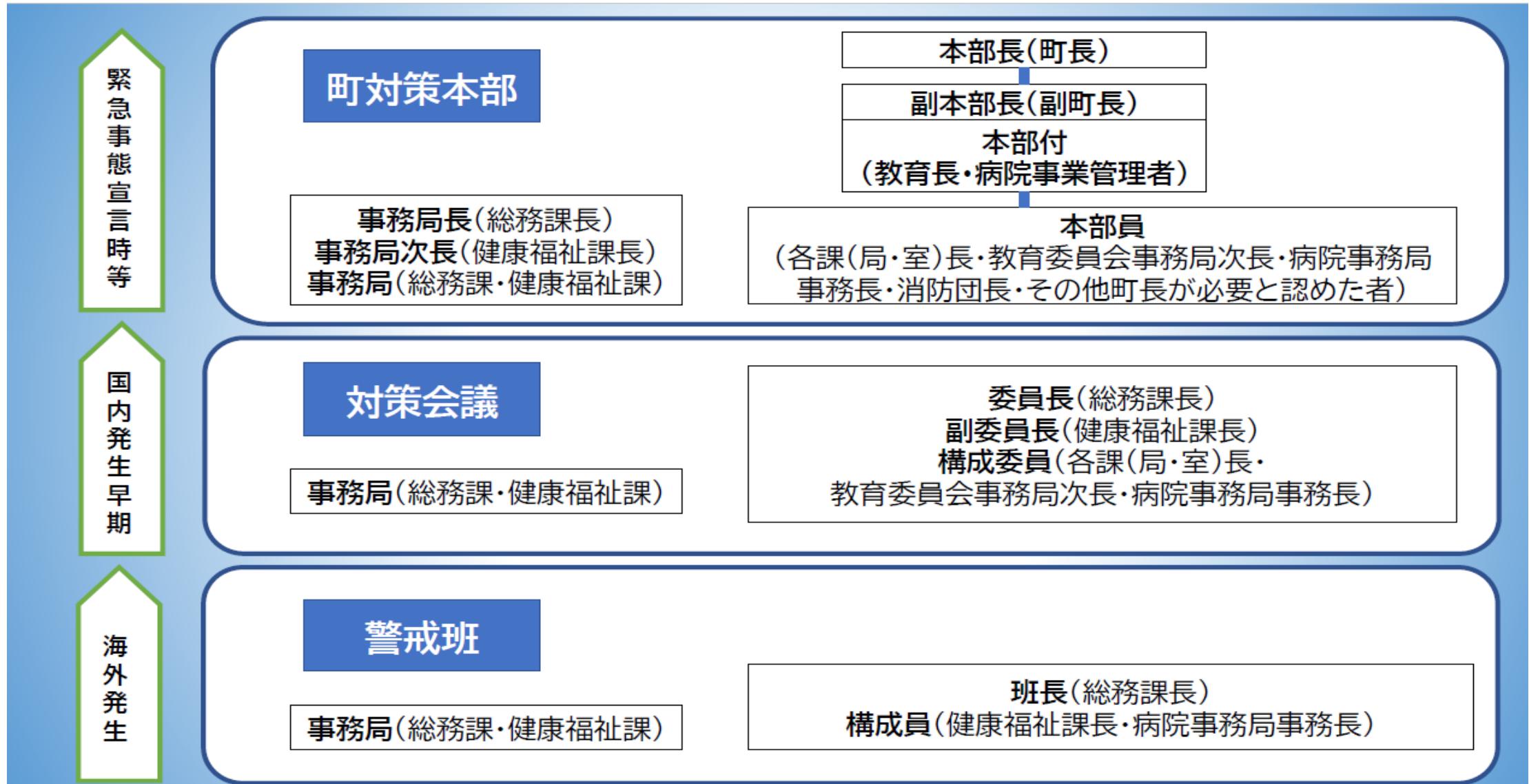
対策の効果 概念図



# 対策推進のための役割分担

<b>市町</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・住民に対するワクチン接種や住民の生活支援、要配慮者への支援に的確に対策を実施。</li><li>・保健所を設置する鳥取市は、東部地区4町も含め東部圏域全体について感染症法に基づく措置の実施主体として、平時から県と協議・方針共有を行い連携。</li></ul>
<b>県</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体。</li><li>・医療提供体制の確保やまん延防止に關し、的確に判断・対応。</li><li>・関係機関と措置協定を締結し、医療提供体制、保健所、検査、宿泊療養等の対応能力を計画的に準備。</li></ul>
<b>国</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施。</li><li>・地方公共団体等の対策を支援することにより、国全体として万全の態勢を整備。</li><li>・ワクチンや診断薬・治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進。</li></ul>
<b>医療機関</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・平時から院内感染対策の研修・訓練や個人防護具等の必要な感染症対策物資等の確保を推進。</li><li>・県との医療措置協定に基づき、要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を実施。</li></ul>
<b>指定地方 公共機関事業者</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・平時から、職場における感染対策の実施、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画を策定。</li><li>・新型インフルエンザ等の発生時には、業務継続計画に基づき対応。</li><li>・平時からマスク等の衛生用品等の備蓄を行うよう努める等、職場における感染対策を実施。</li><li>・新型インフルエンザ等の発生時には、一部の事業の縮小を含め、感染防止のための措置を徹底。</li></ul>
<b>住民</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・平時から新型インフルエンザ等に関する情報や、発生時にとるべき行動等の知識を得るとともに、健康管理、個人レベルでの感染対策を実践。</li><li>・新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種等の情報を得て個人レベルでの対策を実施。</li></ul>

# 町の組織体制



# 項目内容

項目	概要・ポイント
①実施体制	新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時には、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護し、住民生活及び住民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、住民等、市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、住民等が適切に判断・行動できるようにする。 町は、平時から、住民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める。
③まん延防止	病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひつ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。 また、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、国や県等の指示・指導のもと実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行う。
④ワクチン	ワクチンの接種は、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながることから、国、県及び市町村は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく。 新型インフルエンザ等の発生時には、国が確保し供給されるワクチンを活用し、接種に当たって、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。
⑤保健	当該患者やその濃厚接触者に対して県等が実施する健康観察やその他の支援に協力する。
⑥物資	平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進するとともに、新型インフルエンザ等の発生時に個人防護具が不足する場合は、町は、国、県等と連携して医療機関等に対し必要な個人防護具の配布を行う等、対策を講ずる。
⑦住民の生活および地域経済の安定の確保	町は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や住民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定(地方)公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。 新型インフルエンザ等の発生時には、町は、住民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や住民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

# フェーズごとの主な内容

項目	準備期	初動期	対応期
①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>実践的な訓練の実施</li> <li>行動計画等の作成や体制整備・強化</li> <li>県や保健所等の連携の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内発生時に「対策会議」を設置</li> <li>必要に応じ、町対策本部の設置</li> <li>迅速な対応の実施に必要な予算の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の緊急事態宣言時、町対策本部の設置</li> <li>→町対策本部の廃止</li> </ul>
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集・提供・共有について府内外の体制整備</li> <li>必要に応じて、相談窓口設置準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収集した情報を住民に提供</li> <li>相談窓口の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民への情報提供の継続</li> <li>相談窓口の充実</li> <li>→第二波以降に備えた情報提供、注意喚起</li> <li>→相談窓口の縮小</li> </ul>
③まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人や職場での基本的な感染対策の普及啓発</li> <li>手洗い・マスク着用等の基本的な感染予防対策の実践の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務継続計画に基づく対応準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務継続計画に基づく対応</li> <li>→第二波以降に備えた拡大防止策の見直し</li> </ul>
④ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> <li>接種体制の構築</li> <li>予防接種資材の備蓄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定接種の準備及び実施</li> <li>住民接種の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民接種準備及び実施、継続</li> <li>→第二波以降に備えた住民接種の継続</li> </ul>
⑤保健			<ul style="list-style-type: none"> <li>患者の健康観察及び生活支援</li> <li>→支援の縮小及び終結</li> </ul>
⑥物資	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症対策物資の備蓄</li> </ul>		
⑦住民の生活および地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報共有体制の整備</li> <li>生活物資及び資材の備蓄</li> <li>要援護者への生活支援の検討、調整</li> <li>火葬体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者等の職場における感染症対策の周知</li> <li>経済活動安定の確保</li> <li>要援護者や協力者への連絡</li> <li>遺体の火葬、安置施設の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者等へ感染対策の開始要請及び支援</li> <li>要援護者への支援</li> <li>生活物資の価格の安定</li> <li>埋火葬の特例適応</li> <li>→国、県の状況等を踏まえ緊急事態措置の縮小・中止</li> </ul>